

2018年10月19日発行（臨時号）



目 次

1. 働き方改革関連法解説（第3回）
年次有給休暇（一定日数）の確実な取得
2. 働き方改革関連法の説明会を塩釜で開催します

1. 働き方改革関連法解説（第3回）

年次有給休暇（一定日数）の確実な取得
～年次有給休暇の時季指定義務～

労働基準法では、心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを定めています。

年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、職場への配慮やためらい等から取得率が低い状況にあります。

そこで、今回の労働基準法改正では、2019年（平成31年）4月から、すべての企業で、年10日以上、年次有給休暇が与えられる労働者に対して、その日数のうち年5日については、企業が時季を指定して取得させることが必要となりました。

この年次有給休暇の時季指定義務は、大企業、中小企業の区別に関係なく、2019年（平成31年）4月から施行されます。

さらに詳しくお知りになりたい方は、監督署の労働時間相談・支援コーナー、宮城働き方改革推進支援センター等でお尋ねください。

資料は宮城労働局のホームページでもご覧いただけます。

●時季指定義務のポイント

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000310355.pdf>

【お問合せ先】 監督課（022-299-8838）

2. 働き方改革関連法の説明会を塩釜で開催します

仙台監督署では、塩釜商工会議所との共催により、「働き方改革関連法等に関する説明会」を開催します。

改正労働基準法の説明のほか、各種助成金等働き方改革のための支援策もご案内いたします。

商工会議所の会員以外の方も大歓迎です。

- ◆名称 働き方改革関連法等に関する説明会
- ◆日時 10月30日（火）14:00～16:30
- ◆会場 塩釜商工会議所
（塩釜市港町1-6-20）
- ◆問合せ 仙台労働基準監督署相談・支援班
（022-299-9072）

●申込みはこちら

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000317335.pdf>

【お問合せ先】監督課（022-299-8838）

★バックナンバー

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2018.html

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。

・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。

・文字は、1行の文字数が21文字以上となる大きさと、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。

・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。

・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっており、返信できません。

- ・携帯メールには対応していません。
- ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）
〒983－8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1
仙台第四合同庁舎
電話 022－299－8834
宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>
